

※個人番号（マイナンバー）が記載されている書面は提出しないでください。

「夫婦関係調整（離婚）調停」の手続

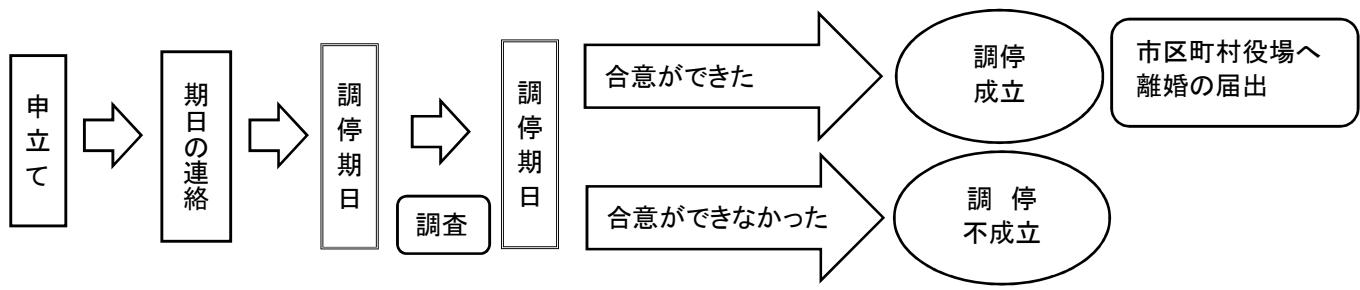
離婚について当事者間の話し合いがまとまらない場合や話し合い自体ができない場合には、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。

調停手続では、当事者双方から事情を聞き、離婚するかどうかについて、また、離婚する場合に未成年者の子の親権者を誰にするか、子と同居していない親と子との面会交流をどうするか、子の養育費、離婚に際しての財産分与や年金分割の割合、慰謝料、その他の財産に関する問題についても併せて話し合うことができます。

相手方が出席しない場合や双方の話し合いがまとまらない場合には、調停は不成立として終了することになります。この場合、あなたが離婚を求めたいときには、別途、離婚の訴訟を提起する必要があります。

申立てをする人	夫又は妻
申立てをする裁判所	相手方の住所地又は当事者が合意で定める家庭裁判所
申立てに必要な費用	<input type="checkbox"/> 収入印紙1200円 <input type="checkbox"/> 連絡用の郵便切手 [84円×6枚, 50円×2枚, 10円×7枚, 2円×10枚]
申立てに必要な書類	<input type="checkbox"/> 申立書3通（裁判所用、相手方用、申立人の控え用） ※申立書には相手方に開示できない住所を記載しないでください。 <input type="checkbox"/> 事情説明書1通 <input type="checkbox"/> 連絡先等の届出書1通 <input type="checkbox"/> 進行等照会書1通 <input type="checkbox"/> 夫婦の戸籍謄本（全部事項証明書）1通 ※3か月以内に発行されたもの <input type="checkbox"/> （養育費の申立てが含まれている場合）源泉徴収票、給与明細等の収入に関する書類の写し <input type="checkbox"/> （財産分与の申立てが含まれている場合）不動産登記事項証明書、固定資産評価証明書、預貯金通帳の写しなど夫婦の財産の内容がわかるもの <input type="checkbox"/> （年金分割の申立てが含まれている場合）年金分割のための情報通知書1通 ※情報通知書の請求手続については、年金事務所にお問い合わせください。情報通知書は、発行日から1年以内のものが必要になります。 事案によっては、追加書類の提出をお願いすることがあります。 ★書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分は、マスキング（黒塗り）をしてください。マスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、その申出書の下に当該書面をステープラ（ホッチキス等）でとめて、一体として提出してください。

手続の流れ（一般的な流れを示したものです。）



注 家事事件手続（調停、審判、調査等）においては、録音・録画・撮影は禁止されています。